

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和4年3月11日(金) 午前10時～午前11時35分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 谷平敬子 委員 宮川 隆
委員 須藤智子 委員 井上真砂美 委員 関戸郁文
委員 木村冬樹

請願者(陳述人) 藤田愛子(請願第1号)

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍、行政課専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、市民窓口課長 富邦也、同統括主査 丹羽真伸、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 原咲子、同主幹 城谷睦、同統括主査 小川薫、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 佐野隆、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同主幹 佐久間喜代彦、児童館長兼地域交流センター長代理 大川真由美

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び議案審議

議案番号	事件名	採決結果
議案第7号	岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第12号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第13号	岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第17号	岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について	全員賛成 原案可決
請願第1号	5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願	賛成なし 不採択

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願1件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から御挨拶をお願いいたします。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） おはようございます。

今日3月11日は東日本大震災から11年ということで、あつという間という感じがします。

市役所等も半旗を掲揚して、一緒に考える日になってくるんだろうなというふうに思います。職員もずっと出向といたしますか、行っておりまして、時折当時のことを話してくれたりして、岩倉市でも語り継いでいく必要があるなというふうに感じています。ここにも赤十字のやつを、忘れないということもありますので、そういうことは心がけていきたいなというふうに思っております。

ちょっと余談になってしまいましたが、4件の議案と請願1件をお願いしております。グループ長等も出席しておりますので、丁寧にお答え、説明してまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

まず初めに、議案第7号「岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例の第3条の関係なんですけれども、教えてください。

基本構想に盛り込むべき項目及び内容の検討に関することということで、今まで本会議の中でも4回会議があつて、全体の内容やら最後にはまとめをする。そして、アンケートやワークショップをするというようなこと、お答えいただいて分かっておるわけなんですけれども、項目及び内容、ちょっと具体的なことが分かりましたら、教えてください。

◎子育て支援課主幹（佐久間喜代彦君）　こちら基本構想をつくっていくということで、その中で具体的にというところは今現在考えているところだと、まずもって新しい保育園の運営をどのような形で行っていくのか。公立としていくのか、民営としていくのかというところからもありますし、あとは保育園2つと児童発達支援施設も合わさってくるというところで、施設や設備の内容、こういった設備があるといいとか、そういったようなことを、市民の皆さんの意見を聞きながら、また先進自治体の事例とかも研究しながら考えていくというようなことを予定しております。

◎委員長（大野慎治君）　ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　私も3条の所掌事項についてお聞かせください。

今説明があったわけですけど、設置場所についてはもう既にパブリックコメントが行われて市の案があるということですが、そういった点についてはもう決定ということで、ここでは話し合わないということになりますでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君）　今回のパブリックコメントにつきましては、選定地域ということでエリアについては御説明をさせていただき、市の考えを今後示すことによって、このエリアというのは市として決定をしていくということでございます。

あと、この次は具体的な、例えば筆というような場所になってまいりますので、そこに関しては市としてもそれぞれ個別に地権者との交渉とかをしていく内容になります。そこについては、中ではお示しをしていくという形にはなるというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君）　設置場所のことについては、今回でも質疑がいろいろあったところだと思います。

それで井上町ということで、岩倉の北の端になるということで、それで本当にあゆみの家も含めていいのかというところは、1つ論点になるところだというふうに思うんですけど、この点についてどういうふうに、パブリックコメントで18件の意見が出ていると言いますが、その取扱いだとか、それを受けてどうするのかというようなことについて、当初の案どおりにいくということなのかなと思いますけど、市民の意見も受けてどのように考えているのかお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君）　パブリックコメントにつきましては、それぞれ今後市の考え方というのをお示ししていくものではございますが、やはり皆様それぞれ意見の内容には、例えば私どもが示した場所よりもこちらの場所がいいという意見もあれば、その場所は非常

にいい案だという意見もそれぞれございます。それに対しては、市の考え方を示していきたいなというふうに思っております。

北のほうになるということではございますけれども、保育を市全体として需要を賄っていくと、受けていくという中では、少しお答えもしたことがあるかもしれませんが、仙奈保育園側につきましては、東部保育園、中部保育園、また私立保育園というところで、全体の受皿を確保していくということで考えていきたいというふうには思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） それは分かるんですよね。だけど、あゆみの家のことについて意見が出ているんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点については北の端の位置で、市全体をあそこの施設で行うという、そういうことに至る考え方といいますかね、その辺をちょっと教えていただきたいんですけど。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 支援児父母の会やあゆみの家の保護者につきましては、やはりそういう場所になるというところであれば、公共交通機関のほうが近くにあるといいと。選定項目の中で、どのような項目があるといいですかという聞き取りをした際には、そのような内容で公共交通機関のことも配慮してほしいということをおっしゃられました。

それについても選定項目に入れた結果、比較的近い場所にというところでは選定をさせていただいたと。あとは駐車場がまたあればというところなので、駐車場の台数は必須ということで考えているというところがございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） 5条関係で1点お聞きしたいと思います。

任期は3条の所掌事項が終了するまでという書き方になっています。大まかなその日程というか、スケジュールみたいなのが分かれば聞きたいなと思います。

要は、既存の施設の今後の整備の在り方であったり、それから建設の時期だったりということに直接絡んできますので、委員会の中でしっかり話し合ってもらいたいということが重要であって、日程を優先すべきではないというふうには思いますけれども、一応の、今お考えのスケジュールをお示しいただければありがたいなと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 次年度のスケジュールというところで。今後のスケジュール。

まず、今後のスケジュールというところになりますと、次年度、令和4年

度には基本構想を策定するための検討委員会を開催するというところで、用地交渉にも入らせていただきます。

その検討委員会につきましては、まず受託業者を選定していく必要がございますので、その後委員の選定等もありますので、夏前ぐらいに第1回が開催できるかなど。それから、おおむね2か月に1回ぐらいのスケジュールで4回。間に必要であればワークショップやアンケートというところで考えております。

その後、令和5年度には基本設計、6年度に実施設計、7年度に工事で完成というところを考えてございます。よろしく願いをいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第7号「岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第7号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回、未就学児という言い方ではありますが、就学前の子どもさんの均等割を国の制度として半額にしていくということでありませぬ。

それで、新年度予算を見ますと、それぞれこれに対して国・県、そして岩倉市からも財源が補填されるという形になってくるわけですが、この財源の補填については、法定のものということで取り扱われるということによろしいでしょうか。

ちょっと分かりにくいかもしれませんが、要するに赤字補填みたいな形にならないという確認なんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 委員のおっしゃられるとおり、法定内になっておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと関連してもう少しお聞かせいただきたいんですけど、さきの全員協議会では、国民健康保険税について税率改定は行わないということで、市民にとっては大変ありがたいというか、今国民健康保険の都道府県単位化が進んで、県が示す納付金を納めなきゃいけないという制度になっていますので、そういった点で努力していただいたということでありありがたいと思っておりますが、これ繰越金を活用するというので、税率を抑えていくという形になっていると思いますが、今年度、令和3年度の決算も含めまして、繰越金の見込みというのはどうなっているのか、予算の関係になってくるかなと思っておりますけど、ちょっとここでお聞かせいただければありがたいです。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 繰越金というか留保財源という形でお答えさせていただきますが、1億6,300万円ほどとなっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第12号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号「岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（谷平敬子君） 改正理由で、第一児童館放課後児童クラブ及び第二児童館放課後児童クラブを統合して、岩倉北小にということ、今までやっていたお部屋というか、そのお部屋の何か有効利用をする方法というのはいまもう決まっているんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 児童館で実施していた放課後児童クラブを学校内に移していくということに関しましては、今までも南小学校と東小学校をはじめとしてやってまいりました。その中では、今後は児童館としての事業の考え方も改める必要があるというような流れの中で、例えば南小学校のところで一番いい例で、第四児童館のところは中学生の居場所事業で少し重点を置きたいということで、学習室等に利用させていただいている部分もございます。

今回、第一児童館、第二児童館で2つの施設を統合することになります。そのような児童館の事業の強化という意味で、今年度から新たに児童館親子広場という事業も開始しておりますので、そのような場所の部屋に使ったりということで、新たな事業の展開も期待できるところでございます。

1つの校区で2つの児童館があるところでございます。全てを有効利用していくということだけではなく、公共施設の再配置計画におきましては、第二児童館の年数が来るところではということも考える必要がございますので、今後の施設自体も考える必要があるかというふうには考えてございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本来の条例の改正の趣旨とはちょっと違うかもしれませんが、岩倉北小学校の放課後児童クラブ施設には、クラブ室がA、B、Cと3室、それから多目的スペースという形になりますけど、この運用というか、例えば多目的スペースはどういう形で使っていくのかとか、そういう今構想がありましたら教えていただきたいんですけど。

◎子育て支援課館長兼地域交流センター長代理（大川真由美君） 今おっしゃられたようにクラブA、B、Cあと多目的というところで、4部屋いただ

いております。

それでA、B、Cに関しては、第一児童館の放課後児童クラブが2クラブあったこと、あと第二児童館が1クラブということでA、B、C使わせていただいております。

新たに多目的というところでいただいているスペースに関しましては、今後学年を拡大して、小学校6年生まで受け入れることとなります。そうなってくるとA、B、Cでみんながわさわさと遊んでいるところに高学年が帰ってきて宿題をしたいとなったときに、やっぱり静かなスペースということで、すみ分けも必要かと思っております。

また、その中で、クラブとかの活動も進めていきたいと思っておりますので、有効利用していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） すみません。

本会議で夜の使用についてというところであったと思います。

五条川小学校の放課後児童クラブと合わせるという形なもんだからこういう形になってくるんだなというふうに思うんですけど、五条川も含めまして、地域のニーズというのは、そういう時間帯でいろいろやりたいという活動というのはないということで、動きがないということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 少し多目的スペースのところも、今勉強室というようなお答えもさせていただいているところですが、なかなか今回北小学校、5年生、6年生まで拡大したところで、3単位というところで部屋を使わせていただいているのですが、思いのほかかなり利用申込みも多くて、当然今までのとおり、人数が全員来るわけではないものですから、定員を受け入れ切れないということではないんですけども、通常的に多目的スペースも放課後児童クラブで使わせていただくようなことにはなるかと。また、当然夏季休業とかも使っていくことにはなるかと思えます。

そうしますと、やはり放課後児童クラブの利用としては、午後7時、19時まで利用しておるところではございますので、通常夜の地域交流センターや児童館というのは5時半から9時半とか、6時から9時という枠であったんですが、放課後児童クラブを7時まで使わせていただくというところで、なかなか夜だけの枠というのはもともと五条川小学校のときにも検討させていただいた中で、設けないということになりました。

実際に五条川小学校の夜の利用は今のところ、今までの中では実績はゼロでございます。よろしく願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第13号「岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第13号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号「岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） 今回、市立体育館の設管条例の廃止ということでもありますけれども、この設置目的というか、大きなところに北小学校の体育館という位置づけは否めないと思うんですけれども、やはり市立体育館としての設置目的みたいなものは当然あったと思うんですね。

廃止に当たって、次の岩倉市の市立体育館の位置づけをどのように考えられているのか。また、設置目的みたいなものをどのような施設で受け持っていくのか。その辺の考えがあったらお聞きしたいと思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（佐野 隆君） 次の市立体育館の機能ということでございますけれども、機能については、今ある総合体育文化センターのほうで担っていくものというふうと考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第17号「岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第17号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開をします。

続いて、請願の審査に入ります。

請願第1号「5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願」を議題といたします。

請願者の方より意見陳述の申出ありましたので、これを認めます。

意見陳述をよろしくお願ひします。

◎陳述人（藤田愛子君） 委員会の皆様、初めまして。

本日は、本当にこのような機会をいただきまして大変に光栄に思っております。

私は、現在江南市に在住しておりますけれども、江南市と岩倉市の友好の関係というのは歴史の深いものであると認識しています。

江南市の歴史資料館に縄文時代からの遺跡の展示がございまして、縄文時代と申しますと1万5,000年ぐらい前から、こちらの木曾川下流域では、人々が生活の営みをずっと営々としてきたということを思いますと、江南市も岩倉市も長い歴史を持つ地域でして、そこで人類の未来を見据えて、縄文

時代から生活がなされてきたというふうに認識をしております。

そういう意味では、本日は未来の子どもたちのために、そして我々自身が受け継いできたこの歴史と文化、生活というものを守るために、皆様方と心を合わせて討議をさせていただくという前提でこちらに参りましたので、よろしく願いいたします。

私の提出いたしました請願に関しまして、内容については御十分に皆様御存じかと思っておりますので、請願の内容について、これ以上の御説明ということではございません。ただ、幾つか私が提出してから、いろいろと厚生労働省のほうで資料が出ておりますものですから、そちらの新たに出た資料などを参考にしながら、また新たに検討していきたいなというふうに思っております。

まず、お配りさせていただきました資料は、3月8日24時時点の直近の速報値でございます。こちら見ていただきましても、10代の死亡者というのが、10代未満は残念ながら、基礎疾患ありの方が1名ということで出てしまいましたけれども、10代の死亡者の方はまだ7名であると。まだと言ってしまうのはあれですけれども、7名であると。そして、20代の方は34名ということになっておりますね。

致死率なんですけれども、右側を見ていただきますと、10代未満、10代、そして20代、30代、40代もですけれども、0.0という致死率になってございます。

2枚目なんですけれども、2枚目は重症者割合の表でございます。

重症者割合につきましても、10歳未満は5名で0.0%ということでございます。10代は1人で0.0%、20代は4名で0.0%という形になっております。

ただ、重症者というのは、実は都道府県と国で定義が違うようでございまして、私も各都道府県と国の詳細な違いというのをそこまでは把握はしていないんですけれども、重症者に認定する基準が、どうも各都道府県と国で違うようでございますので、ちょっとそこで数字の異同があるようではありますけれども、取りあえず現在の、直近の速報値としてはこのような数値になってございます。

さて、次に、私が読み上げたい資料というのがございまして、こちらが第29回の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）議事録でございます。

ただ、それはちょっと皆さんのお手元には、すみません、厚生労働省のホームページからいつでも見られる内容でございますし、当然、厚生・文教委員会の方でいらっしゃれば、もう詳細を私が申し上げるまでもないというふうな認識をしておりますけれども、すみません。

ちょっとこういった感じで、プリントアウトしますとこういう長文になってしまいますので、若干私が気になったところのみを申し上げさせていただきますと思います。

この第29回厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）は、1月26日の開催でございます。

こちらの内容については、注意すべき点が幾つかございます。例えば、今接種しているワクチンは武漢株に対してのものであるということですね。ですので、現在はやっているオミクロン株に関してはどれだけ効果があるのか分からないということが正直に述べられております。

具体的な発言を拾っていきたいと思いますが、例えば、森内参考人の発言ですけれども、オミクロン株出現以前は発症予防効果は90%以上でした。ただ、それは注意すべきオミクロン株出現前のデータであり、子どもたちにおけるオミクロン株への効果は示されていませんと委員が発言しております。そしてさらに、有効性のデータもオミクロン出現前のものになりますので、そこにも注意が必要ですよというふうに森内参考人がおっしゃっております。

これは厚生労働省のホームページから拾うことができますので、また御存じだと思います。

ただ、厚生労働省が出しているパンフレット、小児向けのワクチンのパンフレットにももちろんオミクロン株出現前のデータというのは載っておりますけれども、こういった委員会発言でも、そのような発言はなされております。

さらに森内先生は、今のワクチンは感染予防効果はあまり期待できないということもおっしゃっていますね。なので、この子らにどんどん接種をしても、今のオミクロン株であれば流行の拡大を抑えることにつながるのかどうか疑問がありますけれどもというふうにおっしゃっていますね。

さらに、オミクロン株に対しての有効性も分からないし、子どもの疾病負荷に関しても、日本の場合にはどう出るのか、急性期だけではなく慢性的なことも含めて、そういったものが十分でない中で、どれぐらい強い推奨を出すかということ難しいというふうに述べられておりますね。

さらに、感染予防効果もあまり高くないということをおっしゃっていますので、本当に見ていただければいいと思います。ですので、感染予防効果を期待しての接種をされても、ちょっと問題だぞというようなこともおっしゃっております。

さらには、森内先生。二次感染予防効果、それから重症度を抑制する効果、

特に前者、つまり二次感染予防効果について、ほとんど期待できないということは念頭に置かれるというふうに述べていらっしゃいますね。

じゃあ、一方、発症予防効果と重症予防効果については、この世代についてはほとんどエビデンスがないという状況においてというふうに森内参考人がおっしゃっていることですね、これも。

さらに、こんなことばかり言ってもあれなんですけど、実際書いてありますので、二次感染、ワクチンを打って感染した後、他人に感染させることを抑制する効果があまり期待できないということになると。

前回お示ししたような、いわゆる間接効果、子どもに積極的に接種をすることでほかの世代の感染も抑制されるといった効果は、極めて限定的であろうということは当然のことになると思いますとおっしゃっていますので、冗長な表現ではあるんですけども、子どもに接種することでほかの世代への感染が抑制されるという効果は限定的であるというふうにおっしゃっておりますね。

そして、オミクロン株に対するエビデンスは、世界的に見ても限られている。特に小児については限られているというふうにも述べられていますね。

さらに、このメッセンジャーRNAワクチン自体が新しいもので、これがどのような形で将来何が起こるかというところに関しては全く分からないというところがあるということもおっしゃっていますので、私が本請願において述べさせていただいたこのメッセンジャーRNAワクチンがまだ治験中ですので、長期的にどういう影響が出るか分からないということもございますね。

ただ、全体としては厚生労働省も、メリットが上回ると推定されるから推奨していると思うんですけども、では実際、こういった今申し上げた内容が接種のパンフレットにきちんと書いてあるかということ、こんなはっきりと文言では書いていないわけでございます。

さらに30回も、この分科会のほうも、私がコピーを取ってあるんですけども、この30回厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）議事録の2月10日開催のものでございますけれども、こちらのほうにも、小児の重症化に関するエビデンスが確認されていないとありますね。ですから、このワクチンは小児の重症化を予防することができるかどうかのエビデンスは確認されていないということが発言されておりますね。これは、佐藤予防接種室長補佐の発言の中にあります。

そして、さらに佐藤予防接種室長補佐は、ワクチンの治験というものは、オミクロン株出現以前のものであるということもお示ししてございますとあ

りますので、現在治験中であり、かつその治験というのはオミクロン株出現以前の治験であるということになります。

今申し上げた内容というのは、保護者の方が御自分のお子さんにワクチンを接種すべきかどうかということ判断するときの重要な内容であると思うんですけれども、委員の方々いかがでしょう。

しかし、そういった内容は、厚生労働省が出しているパンフレットの中にはこんなにはっきりとした文言ではありませんので、そういった点でワクチンのメリットはあるんだろうとは思いますが、一方で武漢株で作られた現在のワクチンが、しかも治験中であって、そして今の、まとめますと重症化予防効果に対するエビデンスがない、発症予防効果も限定的であるといった、そして子どもが接種することによって他者への感染を防ぐといった効果も限定的であるというような内容が第29回、第30回のこの分科会の議事録に載っておりますので、こういったことを、やっぱりきちんと情報提供をするということが、保護者が自分の子どもにこのワクチンを打つべきかどうかということ判断する際の重要な情報になるのではと私は思っています。

そういう観点から申しますと、やはり国はもう少しこういった分科会における内容をストレートにパンフレットに載せていただきたい。そうでないと、やはり先般鎌倉市議会のほうで読み上げられた14歳の若者の死、もちろん国はワクチン接種との因果関係を認めてはございません。ございませんけれども、やはり保護者としては納得がいかないという気持ちになることは当然ではないでしょうか。

自分の息子のためによかれと思って打った、そのワクチンを打った後、4時間後に亡くなるということですから、これは保護者の方がワクチン接種との関連性を疑われても当然であると思いますし、そして親御さんからすれば、よかれと思って打ったのに何でこんなことになってしまったんだという後悔を恐らく一生引きずることになると思うんですね。そういうことになる前に、こういった分科会で話されている内容というのをもっとしっかりと保護者に分かりやすく明記するということは、これは本当に行政にとって信頼される、国民に信頼される行政というものを実現するために必要不可欠な要素であると私は思いました。

ですので、こういった請願権というのがあるんですけれども、このように請願させていただいたわけでございます。

このほかにも、こういったことは私のような一市民が指摘しなくても、例えば楊井さんという、この方はツイッターとかいろんなところで発言してい

らっしゃいますけど、弁護士の方が、やはりその副作用情報、それから今の重症化予防効果はないといったことについて、はっきりとこのリーフレットに明記されていないということについてはおっしゃっていただきますし、私もそういった情報も参照しながら、自分の意見を練らせていただきました。

本当はもっともっと申し上げたいこともございますけれども、時間も限られておりますし、こちらのほうで終了させていただきたいと思っておりますけれども、本当にこのような場を設けてくださり、一般市民のこうした声をお届けさせていただいたということについては、本当に皆様に感謝をしております。どうもありがとうございます。

◎委員長（大野慎治君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） この請願内容なんですけど、その接種に関してメリット・デメリットを保護者の方に知らせてほしいという内容なんですけど、5歳から11歳の接種がもう始まっていると思うんですけど、それでちょっと当局のほうにお尋ねしたいんですけど、接種券を配付するときに、このような周知には配慮しているのかお尋ねをいたします。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 接種券と同封させていただいておりますチラシのほうですけども、そのチラシの中には、接種については努力義務ではなく、発症予防及び重症化予防の効果と、それから副反応のリスクについて、正しい知見を持った上で保護者の方の意思に基づいて御判断くださいということが一番最初に前置きをさせていただいております。

その中で、厚労省のホームページを情報源として見ていただいたりとかというところで、QRコードを載せさせていただいたり、あとそれからもう一つチラシの中に書かれている文面ですけども、副反応についてのところなんですけど、そのチラシの中に本ワクチンは新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性がありますという文面も載せさせていただいております。そういったこちらからお配りした資料等を保護者の方に見ていただいて、接種するかしないか判断をしていただきたい材料として送付させていただいております。

◎委員（須藤智子君） やはり当局のほうもいろいろ努力をされて、接種される親御さんが安心して受けられるように、別に自分の子どもに受けさせた

くないという親御さんも見えると思います。やはりいろいろなことが分からないですからね、今現状ではね。だけど、そのような情報提供ですか、当局としてはやってみえますので、接種するかしないかは親御さんの考え次第だということをするんですけど、請願者の方は、要はこの情報を皆さんに知らせてほしいということでしたよね。それに今当局が言われたこととは別に何かあるんでしょうか、広報手段。

◎陳述人（藤田愛子君）　そうですね。

今、委員がおっしゃられたように、岩倉市の当局の方も本当に正しい広報というのは努力していらっしゃると思います。ありがとうございます。

ただ、なかなか私もいろいろと厚生労働省の資料をいろいろと探したんですけども、結構これが探しにくいところにあるんですね。例えば、今どれだけの方が国から後遺症として認定されて、補償金なんかも下りているのかといった、そういうサイトもあるんですけども、そこは本当に知っている方に教えてもらわないとたどり着かないようなところにあるんですね。

これはちょっとなかなか、よっぽどそういうことに気をかけていて、調べる時間もある余裕もあると、それからある程度情報リテラシーもあると、そういう方でないとなかなかここまでの情報にたどり着かないんじゃないかなというふうに思います。

また、特にこういったIT機器というか、そういったものの操作に不慣れな方もやはり一定数いらっしゃると思いますので、私としてはQRコードを読んでもらうということだけではなく、実際に数値というのを分かりやすく出したほうがいいのではないかと思いますね。

というのも、重症化、たしか国の出しているパンフレットにも、特に基礎疾患をお持ちの方は重症化を予防するために接種をお勧めしていますとかという、そういった文面がたしかあるはずですが、先ほど確認しました。ただ、その場合も、そう書いていながらこういった分科会では重症化予防についてはエビデンスがないと書いてあるわけですよね。この発言をしていらっしゃるわけですよね、この分科会で。このそごも一体何なんだろうという感じがすし。

ですので、国は積極勧奨ということですから、国策として勧奨するのですから当然、そういうある意味言い方は悪いですけど打ってほしいというような書き方になるんだろうと思いますけれども、私なんかは暇ですから、暇ということもないですけども、調べるほうなのでこういった分科会の議事録なんかも見るわけですけども、なかなかそこまで普通の方が、お勤めもされ、そしてお子さんも育てて忙しくやっていると思います。私は子どももい

ないわけですから割と時間を自由に使えますけれども、そういう人ばかりではないと、そういうことを考えますと、時間的な問題、それから情報リテラシーというものの問題、そしてIT機器に慣れているかどうかといった問題というのを考えますと、やはり行政側がじゃあ現在の死亡者数は10代はこれだけですよということを、それから重症化している人数はこれだけですよと。これをばんと書くだけでも、具体的な数値がまず見えるということだけでもすごく大きな判断材料になると思うんですね。

メディアでは毎日最多、最多とって、何が咲いたのかと、桜が咲いたのかというぐらいの勢いですがけれども、ちゃんと行政が具体的な数字を出していくということが市民にとっての本当に安心感につながりますし、本当の判断材料になると思います。

それはやはり情報リテラシーとかIT機器に不慣れな方、そういった差別といったものを乗り越えるためにも、行政の方が自らこういった数値をばんと出すということには大きな意義があると思っています。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） こういった請願を出していただいて、ありがたいなというふうには思っています。もちろんこういった意見があるということで、これも判断材料になってくるというふうに思いますので、そういった点での請願を出していただいたことは本当にありがたいと思います。

私も不勉強で申し訳ありませんけど、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）の議事録を今改めて見えていますけど、ここというのはやっぱりいろんな意見を出し合う場ということで、最終的に結論は、いっぱい出た意見の中で事務のほうで取りまとめるみたいな形になっているんじゃないかなと思うんですけど、だからもちろんエビデンスがない、重症化リスクのエビデンスがないだとか、重症化予防効果のエビデンスがないだとか、感染予防効果については疑問であるという意見も出ていますが、そうじゃない意見も出ているんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういった点については、結論を出す分科会じゃないんだろかなとは思いますが、この議事録をどう捉えたらいいのかというところは少し考えるところではありますが、その辺については請願者はどのように考えていますでしょうか。

◎陳述人（藤田愛子君） 御質問ありがとうございます。

そうですね。私もこのワクチンの効果とかデメリットといった問題については、本当に国内外様々な研究がございまして、私もそれをももちろん全て目を通してはいるわけではないんですけども、そのエビデンスというのも様々でございましてね。本当にこれはもうきっちりとした査読をされて、かなり上

のほうのインパクトがあるというものから、これは査読もないけどちょっとどうなのかなといったインパクトなものから、様々あるんです。

そういったことを言いますと、本当に例えば、3回目、4回目接種にどれだけ意義があるのかといった民間の医師の御意見もございますね。つまり、イスラエルを見てごらんと。3回も4回も打ったってあれだけ感染爆発をしないと、いろいろあります。

ですから、もちろんワクチンのメリット・デメリットについてもいろいろなお考えが民間にはありますけれども、しかし私としては、もちろんそれもある程度は見ましたが、ここでお話しさせていただく内容として、一番この第29回、第30回の子どものワクチンに関する分科会の内容が一番行政の方の判断材料としてはいいのではないかと思いましたので、こちらでお披露目させていただいたということなんですけれども。

もちろん、その中の先生方はもちろん国がメリットのほうが大きいと判断したからこれを打つということに、そういう結論にはなっておりますけれども、ただ、私が小児科のパンフレットを拝見しましたときに、やっぱりこの分科会の内容と随分そごがあるなど。分科会は、結構やっぱりそういったはっきりと効果については分からんと、武漢株のワクチンであるからオミクロンに対する効果は分からんと正直に言っていますね。そこはさすが医者先生方で。ですが、パンフレットを見ると、そういうデメリット情報が小さくなっていますね。オミクロン株引継ぎ以前のデータですと、有効率についてはとか書いてあったり。

なので、これは国民に接種を勧奨するということはこういう表現になるのかなと思いつつも、しかしそれでは正確な分科会の討議を出したパンフレットにはならないのではないかというふうに思いますし、本当に実際インフルエンザワクチンが2018年でしたか、5,000万人に打って死者が4人というデータがございますので、そういったインフルエンザワクチンと比べますと、従来の鶏卵法という作り方で作られたインフルエンザワクチンと比べますと、圧倒的にこのメッセージRNAワクチンのほうが、今現在接種後死亡、因果関係が認められておりませんが、接種後死亡が今1,500人ぐらいございますね。ですから圧倒的にやはりその数だけ見ただけでも、ちょっとこのワクチンこれだけ出していいのかなというのがありますので、1億人ぐらい打っているわけですけど。

また、そういったことを意外に、本当に御自分で情報を取りに行かない方は知らないですよ。接種後死亡が何人だとか、副反応で3万人近く苦しんでいるとか、そのうち重篤者もかなりいるとか。そういったことも結構知ら

れていないということがありますので。

あの小児向けのパンフレットを見ますと、この分科会の内容のデメリット部分が何かさくっとなってしまっていて、本当は、あれは武漢株でのデータですから、オミクロン株に対する効果というのは推定にすぎないわけですよ。そういったこともなく、もうお勧めしますというニュアンスが前面に出ているものですから、ちょっとこれはいかがなものかというふうには思いましたけれども。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この請願項目の中には、PCRの陽性者と感染者が同義語でないと。分かります、意味も。説明の脚注を読めばよく分かるんですけど、今の科学的な知見の中で、PCR検査以上にこのウイルスの有無を判定できるような技術というのはいないのではないかというふうに思うんですけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

◎陳述人（藤田愛子君） PCR陽性者、このウイルスをPCRで検出をするというのを決めたのはWHOですね。WHOがPCR検査というのを、この感染症の認定のスタンダードと決めたので、世界一斉にPCRで検査しているわけですがけれども、しかし本当に、いろいろ参考文献表でも述べさせていただきましたけれども、このPCRというのには本当に感染者をあぶり出しているのかということについて、実は学者の中ではいろいろと意見がございますね。

ということもあり、踏み込んでいくと非常になかなか議論の範囲が広範になるんですけれども、ただ、このPCR陽性イコール感染者ではないんですね、これは。しかし今、報道を見ていまして、みんな感染者、感染者として、PCR陽性を感染者として報道しておりますから、そうしますとPCRは回数を増やせば増やすだけ感染者というのは増えていくわけですね。その数値をもってまん防だとか緊急事態宣言だとかということを決められているわけですがけれども、これはその科学的な知見によらない政策決定になるのではないかと思いますね。

実際感染者というのは、これは医者が本来は決定しなくてはいけないことだと、これはあるお医者さんが言っていました。PCR陽性だけで感染者とみなすというのは、これは医師の仕事をPCR機器が横取りしていると。本来、この人が病人であるのかないのかというのは医師の専権事項であって、PCR検査一発でこの人は感染者だ、病人だということを決めるはずがないとおっしゃるんですね。ですので、やはりPCR陽性者は陽性者、でも医師がきちんと判断してこの人が本当に症状も出ているし隔離しなければい

けないということになった、それが実質的な感染者になるはずですね。というふうにPCR陽性者と感染者というのが実質全然違うものなんですね。ということをもっと国民に周知しないと、このPCR陽性者が最多になったということだけで、国民は本当に朝そんなニュースを見ちゃったら上の空ですからね。そこまではあれですけども、右往左往してしまう。

正直、国民のそういう情報リテラシーというのも、もうちょっと自分で調べていただけたらいいのになと思うんだけど、それもやっぱり行政が積極的に発信していかないと、今から申し上げることはちょっとこのワクチンの内容からは外れますけれども、実際このPCR陽性者の数で、そういった国の政策が決まってくるとなると、飲食店の方とかすごく苦勞していらっしゃる方もいっぱいいらっしゃいますね。そして失業される方もいらっしゃいます。そして私は名鉄電車で毎日通勤をしておりますけれども、名鉄電車は本当に踏切事故というか、自殺者の方が本当に多くなっているのを感じます。

あとは、この施策は国の税金ですので、将来にわたって若い世代の方が非常に税金関係のことで苦しむんじゃないかと思うと、そういうことも心配でございます。

それはともかくとして、このPCR陽性と感染が同義ではないことを徹底するだけで国民の不安が静められ、なおかつ効果的な経済政策なりが打て、それが国の将来にわたる財政問題に貢献するということですね、ということ間違いのない事実だと思いますので、そういう意味でも、やっぱり言葉の定義をきちっと行政が発信するということが今大きいと思いますね。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 失礼します。

遠くからお越しいただき、丁寧に説明していただきありがとうございます。感謝いたします。

私は行政から発信させていただいているのは、感染者数というふうで、報道されておりますよね、いろんな数に対しては。今回、藤田さんのほうから頂いた資料のほうは陽性者数というふうで、ちゃんと区別して資料を出してみえますので、藤田さん、請願者の方は非常に学んでいらっしゃるなど思いながら見ております。

でも、行政のほうから出しておるのも、感染者数というふうに出しておりますし、いろいろなホームページ、あるいは行政が出しているいろんな資料に関しても陽性者と感染者数の区別しております、医師が判断して、医師が観察して判断した数を感染者数として皆さんにお知らせしていると思っております。

その辺のほうよろしいですよ、それで。行政側にちょっとお尋ねですけれども。感染者数の公表の仕方ですけれども、PCR検査で陽性のものを感染者数として公表ではないということによろしいですか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 医師が判断をして、届けで出されたものを感染症というふうに捉えて、その数値が上がってきております。

◎委員（井上真砂美君） すみません。

なかなか、今のテレビでも情報が、例えばいろいろ錯綜していて、今若いお母さんたちも非常に悩みながら打ったりしております。ただ、岩倉市に関しましても、今10代、感染者数が非常に増えておりまして、今でも学級閉鎖やら学年閉鎖になっている。あるいは保育園なども一部休園になっているところもあり、非常に困っているわけです。

情報については、どんどん変化していて、確かにメッセージRNAのワクチンが治験中であるとか、将来世代への心配であるということは確かだと思います。でも、科学技術が進歩しているので、私たちはその科学技術についていかなきゃいけないなと思いながらいるわけでありまして。

今回、請願に求めていることは、十分に配慮した情報の公開を求めているふうで出させていただいておりますけれども、岩倉市の広報などを読ませていただきますと、その辺を配慮してお母さん、お父さんたちに考えていただくように、そのようなパンフレットを配っているように私は感じておりますけれども、行政側どうなんでしょう。

◎委員長（大野慎治君） 補足説明しますと、岩倉市の広報「いわくら」において新型コロナワクチン接種についてお知らせしますというのはページであって、ちゃんとその冒頭にはワクチン接種は強制ではありません。接種を受ける人の同意がある場合に接種が行われていますということが記載されているということについてお聞きになっていると思うので、それ以上のことがないんですけど。逆に言うと、そうやって記載している市というのは明確には、岩倉市が3月の広報、2月24日にお配りになられた広報です。請願者はどのようにお考えなんでしょうか。

◎陳述人（藤田愛子君） 皆様の御意見、本当にありがとうございます。

もちろん行政の方は本当に、市民の方にできるだけ同調圧力とかそういった圧力がかからないようにということで、細心の努力をされているとは思いますが、ただ、やはり私から見ると、接種後死亡ですとか副反応数だとか、あるいはこういう分科会の内容を見る限り、そういった具体的な話がないと思うんですね。正しい情報に接してリスクとベネフィットを判断してください

いというふうに載せておりますね、岩倉市でもたしかそうだと思います。正しい情報で各自判断してくださいというふうにたしか載せていらっしやると思うんですけれども、じゃあその正しい情報というのに行き着くまでに非常に大変ということがございますよね。先ほどそれは申し上げたとおり、ITリテラシー問題であったりとか時間的な問題だと思いますけれども。なので、ではその正しい情報って何なのかしら、あなた方が調べなさいということになりますね。それよりは、やはり具体的な数値を出してほしいということですね。

あとはPCR陽性者と感染者は同義ではないという、もちろん感染者は感染者として上げていらっしやるんですけれども、これ実はPCR陽性と感染者が違うということは意外に皆さん知らないんですね。これ知りません、ほとんど。うちの母なんかも知りませんし、今もってPCR検査の仕組みはなかなか難しいものですから、PCRの仕組みさえも分からず、陽性と感染の違いも全然分かっておりませんね。

なので、意外に1の項目も知られていないですし、私が聞いたところ、私は2020年の6月の時点で自分でPCR検査というものを調べまして、その仕組みを知りましたので、知っておりました。でもその時点で、PCR陽性者と感染者が違うということを知っていた人は私の周りでもありませんでしたね。今でもかなりの方が知らないんじゃないかと思います。ですので、やはり行政の広報が重要であると思います。

私がそういうことを言っても、何かまたデマ情報みたいに言われるんですね。一般市民が幾ら調べて発信しても、それデマ情報じゃないのと言われてちゃうんですけど、そういうこともありまして、やはり行政の方にきちんと1の項目も2の項目も具体的な数値も、それから3の治験中であると、メッセージRNAワクチンであるということも結構知りませんね。

お医者さんによってはメッセージRNAワクチンというのは、従来のワクチンと呼んじゃいけないと、これは遺伝子治療の分野に入る技術であるというふうにおっしゃっていますので、なので従来のワクチンというその概念の範疇を越えているワクチンですね。ですから本来やはりワクチンと呼ぶべきではないんじゃないかと思うんですけれども、とにかくワクチンと呼ぶことによってそういった遺伝子技術であるといったことも覆い隠されてしまっているというか、知らない人は知らない、本当に知りませんので。特に高齢者の方はもちろん知らない。

ですから、やはり行政が積極的にこの中身まで公表すると、その言葉の定義にまで踏み込んでお知らせするということが重要なんじゃないかと思いま

す。

◎委員（須藤智子君） 当局にお尋ねしますが、今請願者がおっしゃった陽性者と感染者の違いについて、岩倉市では広報で載せていると思いますけど、間違いありませんかね。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 広報のほうでは、まだ掲載はしておりません。岩倉市のホームページのほうに陽性者と感染者についてということで、言葉の説明を掲載させていただいております。

◎委員（宮川 隆君） まず1点、委員長にお願いします。

先ほど、請願者の個人名が出ていましたので、議事録の整理をお願いしたいということと、それから画像も出しておりますので、その辺の考慮もお願いしたいというのが、委員長に1つお願いします。

2点目、先ほど請願者のほうから自殺者云々という話が出ましたけれども、確かにこの時期多いんですけれども、例年からこの時期は多い時期です。ですから、直接コロナや経済状態だとかということによつての自殺者が増えているということではありませんので、その辺の認識を直していただきたいというふうに思います。

ここから本題です。

この請願が直接関係しているかというのを、請願者が直接関係しているというふうではないかもしれないんですけれども、昨日、今日と駅頭で市民の活動が、正しい情報を流してくださいと。それから、それをもって接種の有無を保護責任者が判断してくださいとということを述べられていました。これは市民活動としてのきっかけとして一石を投じていただいて、一つの広報として有意義な活動かなというふうに僕も現場を見て思っていました。

ただ、厚生労働省からの発表だとか、それから広報の在り方、政府からの直接の広報もあれば、それをもってメディアが出している情報もあります。それ全てが100%正しいかということに関しても一定の疑問はあるんですけれども、先ほど請願者もおっしゃられましたように、多くの情報の中から何を言いたいかというのをチョイスしないと、やっぱり情報の中で溺れてしまうというんですかね、埋もれてしまう可能性がありますので、その辺をどう、行政もそうですし、メディアもそうですし、チョイスして発信するかというのは大きな課題だというふうに思います。

その中で、先ほどの分科会、18人の委員と3人の参考人の中で、いろんな御意見が出ています。最終的にそれを取りまとめて厚生労働省のほうで発信しているというのが今の現状かなというふうに私は理解しているんですね。

その中で、実際にその10代、20代の感染者数が今増えているというのは、これは数値で見て取れるわけですね。請願者の言ってみえる願意というのは、一定理解はできるんですけれども、もう少し広い意味で見たときに、お子さんたちが感染することによって、市内感染というんですかね、やはり高齢者の方だとか疾病を持ってみえる方が危険にさらされる可能性が高いということもあって、政府としては接種を推奨していると。10代の場合にはあくまでも推奨にとどまるのか、ちょっと正確な言葉をすみませんが、出せませんけれども、そういうのが今の一般的な常識の中で、この接種が効率的に進んでいるんじゃないかなというふうに私は理解しているんですね。

ですから、特に2番のところ、具体的な死亡数を上げることはとてもいいことですし、周知することも大切ですが、何をもってその情報を流しているのかというのを我々としてはやっぱり一定判断しながら、そのよしあしというのを行政も我々議員のほうも判断しなければいけないなというふうに思っているところではあります。

その辺の、5歳から11歳にとどまらず、もう少し引いたところでの、どのようにこの接種の在り方というのを考えてみえるのか、ちょっと1点お聞きしたいなというふうに思います。

◎陳述人（藤田愛子君）　ありがとうございます。

そうですね、委員の御質問は、この小児接種に限らず、私がワクチン接種の件をどういうふうに捉えているかということによろしいですか。

実際、このワクチンとそれからコロナに関しては、様々なデータがございまして、それをやっぱり私が全部情報をチェックしているわけでもございませぬので、何とも言いようもないところもあるんですが、そして私は医者でもございませぬので、医学的に専門的な知見があるかと言われればそうではないですね。そして、お医者様の中にも賛否両論ございますね、このワクチンに関して。本当にそもそも風邪の一種でございますね、コロナウイルスというのは。なので、その新型ということですが、そもそも風邪のウイルスなんてすぐに変異していくのが当たり前であるから、だからワクチンなんか作ったってすぐに効かなくなるし、だから今まで風邪のワクチンなんか出てこなかったのに、何をやっているんだという御意見の方ももちろん見えますし。しかし、ある一定程度こういった新しい技術の有効性を認めるという考え方もいらっしゃると思うんですね。

それについて、私がこうだという確定的な意見は言えないといえますか、私自身の個人的な考えというのはありますけれども、しかしそれは何というか、私の個人的な感覚というか、自分の自己決定権というか、自分の体に関

してのそういった判断をいたしますけれども、ほかの人たちにそういった判断は、その方たちのものですからというふうな認識でいます。

ただ、情報に関しては、ちょっと私もこれはどうなんだろう、こういったワクチンを接種するというふうになりましてから、去年の3月ぐらいから打ち始めていると思うんですけども、非常にメディアでもいいような情報が流れなかったですね。本当に打て打てで、デメリットについての情報というのはなく、とにかく押し押しムードというような中で接種が行われたと私は思いました。

その中で、デメリットに関する話は、私はこれを自分で調べてメッセージャーRNAワクチンだということを知っていましたので、これは新しい技術だしどうなのかなと、いろんな車でも何でも、新製品なんていうのは多少警戒するのが当たり前なのに、このメッセージャーRNAワクチンに関してはそうじゃないのかなと。本当にこれが安全だと言っていていいのかという疑念はありました。

実際、打ち始めると、やはりそういう副反応情報なんかもかなり出てきております。名古屋市の河村市長なんかはワクチン後遺症窓口を設けて、そして2万円でしたかね、後遺症と認められた方は2万円、市のほうで独自に補償するという対策を打ち出していらっしゃいますし、それから今全国に有志医師の会というのができておまして、小児のワクチン接種に反対をするという有志医師の会、それから看護師さんとか保育士の会というのもできておまして、やはり小児、特に重症化しにくい小児についてはこの治験中のワクチンを打つメリットがどこまであるんだろうかということに懐疑的な意見の医療従事者も、お医者さんもいらっしゃることは事実だと思うんですね。

しかし、報道を見ていると、そういったお医者さんの声というのがなかなか出てこなくて、やっぱり国が国策としているからですかね、なかなかそういったデメリット、打たないほうがいいのかもしい、ちょっと慎重に考えてよという意見はなかなか夜の6時台、7時台、8時台のニュースでは出ていないように思いますので、そういう点で、やはり自己決定権をきちんと国民が発揮できない、行使できないような情報環境に置かれているのではないかということは非常に危機感を持っておまして、こういう例えがいいのか分かりませんが、戦前の日本、いつも勝っている勝っている、日本は勝っているぞと、神国日本だぞと言われて国民は何も知らなかった敗戦にと。そういう状態にも若干似ているような気がしまして、一方副反応死亡者はどんどん増えていくわけですから、そういったことに、もちろん因果関係を認めていませんけれども、そういったことを全く言わないで、勝っている

ぞ勝っているぞと、いいぞいいぞという、その雰囲気の中で国の方向性とか国民の自己決定権がある意味侵害されているという状況には危機感を持っております。

それですみません、最初の質問に対してお答えをさせていただきたいと思うんですけども、すみません、もう一点。

先ほど、お子さんたちが接種することによって高齢者の方とかにうつす危険性を減らすというのがワクチンのメリットというふうにおっしゃったんだと思うんですけども、これも期待できない、限定的であるというふうに委員もおっしゃっているんですよね。第29回分科会の中でおっしゃっておりますね。鈴木委員という方が話しているんですけども、オミクロン株に対する二次感染予防効果、それから重症度を抑制する効果、特に前者、ですから二次感染予防効果についてはほとんど期待できないということは念頭に置かれるということ。一方で発症予防効果、重症予防効果についてはエビデンスがないというふうに、これ29回の分科会で発言の記録が残っておりますので、子どもに積極的に接種することでほかの世代の感染も抑制するといった効果は極めて限定的であろうということは当然のことになると思いますとまでおっしゃっていますので、もちろん委員がそういった認識であるということがいけないということではないんです。ただ一般の方はそういう認識で打たれると思うんですけども、実際こういう資料を見ると、はっきりと委員の先生が限定的だというふうにおっしゃっていますから、感染予防効果を念頭に置いた上で打つなんていうのがナンセンスであるという、こういう言い方まではしておりませんが、実際感染予防効果なんていうのはほとんど期待できないというふうに言っていますのでね。

オミクロン株になって、感染予防効果はどれぐらいあるかというのは今のところ分かっていない。そして子どもが打ちたいという理由の中に感染予防効果を期待しての発言だと思いますが、しかし今の感染予防効果はあまり期待できないという前提に立って物事を進めていかないと、例えば子どもたちが受けたいとか受けたくない、親も受けさせたいとか受けさせたくないという理由の中で、感染予防効果があまり表に出ていると、それは今分かっているデータの中では正直ではない議論が進んでいくようなところを危惧していますと委員もおっしゃっていますので、実際そういった情報の格差というのがあるんですね。

そういった情報について、どれだけ誠実に行政側が発信していくかということが非常に地域行政にとっても重要であるし、委員会の皆様と行政の皆様のこういった御発信によって、地域住民の命というのが守られていく、ある

いは自己決定権というのがきちんと守られていくというふうに私は思ったので、本当にこういった場を設けていただいて、お話を聞いていただいて、本当に日頃の皆様の御活動にも感謝をしておりますし、ありがたいと思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（谷平敬子君） 藤田さん、ありがとうございます。

1つ聞きたいんですけれども、他市町にこういう請願というのは出されているんでしょうか。それをお聞きしたいです。

◎陳述人（藤田愛子君） この請願は、江南市と春日井市に出させていたでいております。陳情という形では愛知県ですね。それから議長に対する要望書という形で名古屋市議会です。あと陳情という形で犬山市にも出しております。

春日井市においては、先週委員会がございまして、意見は述べる機会はなかったんですけれども、もちろんそういう立てつけではなかったということですね、春日井の厚生委員会が。ただ、紹介議員の方は採択のほうで意見を述べていただいたんですけれども、ほかの方の御理解が得られなかったということで、残念ながら不採択ということにはなっていました。

〔発言する者あり〕

◎陳述人（藤田愛子君） そうですね。小牧市は陳情で伺いまして、小牧市は副議長さんが面会してくださいまして、こちらの趣旨について本当に丁寧に聞いてくださいました。そして、これ議事録に載っちゃうからあまり言っていないのか分からないんですけど、副議長さんもかなりこのワクチンについてはちょっと御心配な御様子であったと拝察いたしました。

小牧市のほうは、私のこういった陳情があったからというわけでもないと思います。市民の方が、やっぱりママさんたちが心配されていると活動されたというのもございまして、接種券の一斉送付が止まっておりますね。希望者のみという形になっております。

あとは、小牧市は、私も小牧市に友人が何人かおりますので、広報に気を配ってくださっているみたいで、接種しないことによる差別というのは駄目だよといったことを昨日、LINEのほうにアップしてくれていたみたいで、その同調圧力というのが極力かからないように、かなり配慮してくださっていると思いますね。一律送付を止めたという点と、そういったLINEでストップ差別ということも上げてくださっているようですので、かなり小牧市は市民の自己決定権というのを尊重した発信をしてくださっているとお見受けいたしました。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

委員間討議はいかがいたしましょうか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 木村委員より委員間討議の申出がございましたので、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 請願に対してどういう態度を取るかということでは、この間いろいろ議論してきたとおり、採択する、不採択する、あるいは請願項目について一部採択をする。または請願項目については実現はすぐには財源の問題も含めて難しい場合については、趣旨採択などの手法があるというふうに思っています。

それで、ワクチンについては確かに疑問も持ちながら、しかし私は3回目も打ちましたけど、大変な副反応で翌日の夜に39度の熱が出たもんですから、ちょっとびっくりしましたけど、そういうことがあります。ですから、4回目となったらどうしようかなというふうに思うのが率直な心情です。

また、私、次の4月に5歳になる孫がいますし、その孫が打つかどうかというところは、娘と慎重に話をしていますし、情報をよく調べろということは言っていますし、そういう対応を取っているところだと思います。多くの子どもさんを持つ親はそういう形で進めているのではないかなというふうには思っています。それでちょっと気になるのが、請願趣旨の中で、やっぱり最後の部分の、もちろん10代の人たちの致死率は0.0%だけど死者はいるということで、それをどう見るかというところですね。

それで、長期的な副作用など不明確なワクチン接種をさせる必要など全くないことは明確であるところが引かかるわけです。こういう考え方を持っている人ももちろんいるとは思いますが。だけど、そうでない考え方の方もいるものだから、この立場に議会が立って採択するという方向はちょっと難しいのではないかなと僕は思っています、私はね。

ですから、趣旨採択という形は難しいのかなというふうに思っていますし、この請願項目の中の3つ、もちろん当然のことだというふうには思います。情報を正しく周知徹底することはもちろん大切なことですから、この中で幾つかこのことは市に求めていくべきじゃないかなと思うものがあれば、請願項目について一部採択していくという方向はあり得るのかなというふうに思っています。そういったところで皆さんの御意見を聞きたいなというふうに

思っています。

◎委員（須藤智子君） 今、木村委員が言われました請願項目のほうの3点ありますけど、当局に聞いてみますと、いろいろ手厚く資料を送っていますので、広報もホームページにもいろいろ載せて情報の広報には努めていると思いますので、ちょっとこの請願項目は受け入れられないかなと思うんですけど、皆さんどうでしょうか。

◎委員（井上真砂美君） 私もお二人の意見それぞれ納得しながら聞いております。

情報が反対に多過ぎて、先ほど戦前と言われましたけど、戦前と全く違って、いいこと悪いこと全て情報が流れ過ぎてしまって、それから選ぶのが難しい本当に世の中になっております。

科学技術がどんどん進歩して、今まで治らない病気も治るような時代もあります。やはりどれを信じるか、どれを信じないかということ、それだけ皆さんも考えていかなきゃいけないと思います。

これ以上この請願趣旨を受けて、いろんな方々に情報を流すというのには反対いたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに。

◎委員（宮川 隆君） 請願に賛同する賛同しないという一つの分岐点というんですかね。が、何を求めてさらに発展するのか、何ができていないのかというところが大きいと思います。

先ほどから出ておりました参考人の、例えば森内、長崎大学の教授の方ですね、小児科の先生で、かなりユニークなネクタイでいつもメディアに登場されています。全てのメディアがその方の意見を取り上げて、複数意見をというところまではなかなかできていないのかなというのは確かにあると思うんですけども、ちゃんとした場所でちゃんとした発言が公のところで発言がされて、周知されているというふうに僕は理解しています。

もう一人上げられていました鈴木教授になるんですかね。国立感染症研究所の所長さんですね。ですからそれなりの立場の方がそれなりの発言をされているということもちゃんと、先ほどの議事録にも載っているように、出ていると思います。

これを市のほうにどうなっているのかというふうに見たときに、市はでき得る限りのチャンネルを使って出しておりますし、100%納得がいただけるかどうかというところはそれぞれの個人の判断に委ねるところだと思うんですけども、少なくとも一般的に市ができることはやっているというふうに私は、岩倉市のレベルでは考えています。

国に関しても、副作用のデメリットというのは接種を始める段階から公のテーブルに出ている、これも周知されていると思うんですね。ちょっと今はほかのロシアのほうの話題で露出度は下がっているとは思いますが、やはりそういう周知されている中で、さらに何を求めているのかということ、なかなかそれ以上のものが岩倉市なり国なりがどこまでできるのかというふうに、私はやっぱり考えてしまうんですね。

ですから、願意はよく分かりますし、先ほど紹介させていただいたように、市民活動として駅頭に立って訴えるというこの行為、考える機会を与えているということに関しては僕はすごくいいことだというふうには思うんですけども、こと請願として扱うことに関しては、やはりそれ以上のものはなかなか認められにくいんじゃないのかなというふうに私は考えています。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに討議すべき。

◎委員（関戸郁文君） 私最初に木村委員がおっしゃられた最後の文章、ワクチンを接種させる必要など全くないことは明確であるというところに物すごく引っかかります。

そういう意見の方がいらっしゃることは重々承知でございます。いろいろ御説明していただいたことで、そういう意見になるということは本当によく分かります。ただ一方、感染拡大を防ぐためにワクチン接種という選択は妥当であると思っていられる方、少なくとも国は思っているということでございます。岩倉市の行政に至っては、やっぱり厚生労働省や県・国からいろいろな資料を頂いて、今説明があったような情報を発信しているという状況にあると思います。

また、今第6波が来て、世代別罹患率は子どもにも多くなっているということで、学校閉鎖にもつながっていることもございます。一定ワクチンは重篤化回避だけではなくて、集団免疫の観点からも必要であるんじゃないかなと思われるところもあるというふうに思います。

ですので、情報発信を一生懸命やっているところもありますし、最後の本当に引っかかる文章もございますので、どうしても採択には至らないというふうに私は考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに発言する委員はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、委員間討議を終結いたします。続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
請願第1号「5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手はございません。賛成者なしであります。
採決の結果、請願第1号は賛成はなく、不採択すべきものと決しました。
以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。
なお、本日の本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） また、撮影上不適切な部分等、議事録についても正・副委員長に御一任をお願いいたします。

継続審査事項については、今回もなしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしということで、今回もなしということにさせていただきます。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。